

特定非営利活動法人 日野福祉の学校

定款

新旧対照表

2021年5月14日

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1)保健、医療、福祉、まちづくりに関する事業</p> <p>(2)保健、医療、福祉、まちづくりに関する情報の収集、提供及び相談事業</p> <p>(3)その他、第3条の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p>第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画および収支予算ならびにその変更</p> <p>第22条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。</p> <p>2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面又は電磁的</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 保健、医療、福祉、まちづくりに関する学習、調査、研究及び交流事業</p> <p>(2) 介護支援専門員資格取得援助事業</p> <p>(3) ホームヘルパー養成事業</p> <p>(4) 訪問介護事業</p> <p>(5) 通所介護事業</p> <p>(6) 保健、医療、福祉、まちづくりに関する情報の収集、提供及び相談事業</p> <p>(7) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p>第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画および収支予算ならびにその変更</p> <p>第22条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。</p> <p>2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の2</p>

方法により、開会日の 5 日前までに招集通知を発信して行なわなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面又は電磁的方法をもって、開会日の 5 日前までに招集通知を発信して行なわなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

第 26 条 総会、理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は代理人をもって表決権を行使することができる。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する構成員は、第 24 条および前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

第 27 条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面により賛否を示すことにより理事会の議決に替えることができる。

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面または電磁的方法による表決者と代理表決者の数を付記する）

週間前までに発して行なわなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会日の 1 週間前までに招集通知を発信して行なわなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

第 26 条 総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する構成員は、第 23 条および前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

第 27 条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面により賛否を示すことにより理事会の議決に変えることができる。

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者と代理表決者の数を付記する）
- (3) 審議事項

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数および出席者数および氏名（書面または電磁的方法による表決者、代理出席者についてはその旨を付記する）

第7章 雑則

第38条 本法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載しておこなう。

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数および出席者数および氏名（書面表決者、代理出席者についてはその旨を付記する）

第7章 雑則

第38条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。